

分科会及び部会等における審議状況について

資料 4 - 1	労働基準局関係	1
資料 4 - 2	職業安定局関係	2 1
資料 4 - 3	職業能力開発局関係	3 3
資料 4 - 4	雇用均等・児童家庭局関係	4 5

勞 働 基 準 局 関 係

労働基準局所管の分科会等の審議状況

(平成27年5月14日以降)

○「労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」、「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部改正」及び「労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部改正」(安全衛生分科会)【別紙1、2】

- (1) 労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱
労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号。以下「改正法」という。)に関して、改正事項に応じた施行日を定めることとしたもの。
- (2) 労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案要綱
改正法の契機となった労働政策審議会の建議(以下「建議」という。)に基づき、労働安全衛生法(以下「法」という。)第57条に規定する表示義務の対象物(104物質)を法第57条の2に規定する通知義務の対象物(640物質)と同じ範囲まで拡大することとしたほか、一定の化学物質に係る危険性又は有害性等の調査が事業者には義務付けられることに伴い、所要の規定の整備を行うこととしたもの。
- (3) 労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令案要綱
建議に基づき対象物の範囲が拡大された表示義務について、適用を除外する規定を創設することとしたほか、改正法の施行によって一定の化学物質の危険性又は有害性等の調査が事業者には義務付けられることに伴い、当該調査の実施時期、実施方法等についての規定を整備するもの。

(平成27年5月20日：諮問・答申、平成27年6月10日公布、(1)は公布日施行、(2)及び(3)は平成28年6月施行予定。)

○ 電離放射線障害防止規則の一部改正(安全衛生分科会)【別紙3】

原子力緊急事態が発生した場合など、緊急作業に係る事故の状況などを勘案し、実効線量について100mSvの被ばく限度によることが困難であると認めるときは、250mSvを超えない範囲内で、特例緊急被ばく限度を別に定め、またはこれを変更することができることとするもの。

また、特例緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力防災要員等のうちから選任することとし、当該作業に従事するときに、特別教

育を実施することを義務付けることとしたもの。

さらに、①緊急作業従事期間中は1月以内ごとに1回、定期的に、及び②当該業務から他の業務への配置換え又は離職の際、白血球数や白血球百分率の検査などの項目の緊急時電離放射線健康診断を実施すること等を義務付けることとしたもの。

(平成27年6月18日：諮問・答申、平成27年7月17日：放射線審議会に諮問、平成27年7月30日：放射線審議会から答申、平成27年8月公布予定、平成28年4月施行予定)

○ 労働安全衛生規則の一部改正（安全衛生分科会）【別紙4】

ロープで労働者の身体を保持し、ビルの外装清掃やのり面保護工事などを行ういわゆる「ロープ高所作業」については、ロープの結び目がほどける等による墜落死亡災害が発生している。

これらを受けて、ロープ高所作業における労働災害防止の徹底のため、ライフラインの設置や、作業計画の作成等の危険防止のための各種措置を義務付けるとともに、ロープ高所作業従事者に対する特別教育の実施を義務付けることとしたもの。

(平成27年6月18日：諮問・答申、平成27年8月5日公布、平成28年1月施行予定（一部は平成28年7月施行予定)。)

○ 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則等の一部改正（安全衛生分科会）【別紙5】

防虫剤などに用いられているナフタレン及び耐火材などに用いられているリフラクトリーセラミックファイバーについて、リスク評価を踏まえ、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、局所排気装置の設置等の措置を義務付けることとしたもの。

また、屋内作業場等において、1, 2-ジクロロプロパンによる印刷機その他の設備を清掃する業務について、労災認定状況を踏まえ、健康管理手帳の交付要件である従事経験年数を現行の「3年以上」から「2年以上」に変更することとしたもの。

(平成27年7月24日：諮問・答申、平成27年8月12日政令公布、平成27年9月省令公布予定、平成27年11月施行予定)

○ 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部改正（安全衛生分科会じん肺部会）【別紙6】

平成25年度の厚生労働省委託研究等において取りまとめられた報告書及び労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会における議論を踏まえ、鋳物を製造する工程において砂型を造型する場所における作業を、労働者の健康障害を防止するための各種措置を講じ、また、じん肺健康診断を実施する必要がある「粉じん作業」に追

加するほか、鋳物を製造する工程において砂型を造型する作業を有効な呼吸用保護具の使用が必要な作業として指定するもの。

(平成27年7月8日：諮問・答申、平成27年8月10日公布、平成27年10月施行予定)

○ 中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱について（勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会）

平成26年度の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会における議論を踏まえ、林業退職金共済事業の予定運用利回りを、現行の年0.7%から年0.5%に引き下げるもの。

(平成27年8月5日：諮問・答申、平成27年9月公布予定、平成27年10月施行予定)

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）要綱（勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会）

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、独立行政法人勤労者退職金共済機構に設置される資産運用委員会の委員に任命することができる教育公務員の範囲を定めるもの。

(平成27年8月5日：諮問・答申、平成27年9月公布予定、平成27年10月施行予定)

○ 2014年度の年度評価及び2015年度の目標設定【別紙】

2014年度の評価及び2015年度の目標等については、別紙のとおり。

【参考】 分科会等開催実績

- ・ 労働条件分科会労災保険部会 7/31
- ・ 安全衛生分科会 5/20、6/18、7/24
- ・ 安全衛生分科会じん肺部会 7/8
- ・ 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会 8/5

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案概要

趣旨

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）附則第1条において、改正法の施行期日はその内容ごとに、公布の日（平成26年6月25日）から起算してそれぞれ6か月、1年、1年6か月又は2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

本政令案では、公布の日から2年以内に施行することとされている内容について施行期日を定めるものである。

改正内容

（1）化学物質のリスクアセスメントの実施

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

<参考> 制定済みの施行期日

（2）ストレスチェック及び面接指導の実施

（3）受動喫煙防止措置の努力義務

（4）重大な労働災害を繰り返す企業への対応

（5）外国に立地する検査機関の登録

（6）第88条第1項に基づく届出の廃止

（7）電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

施行期日

平成28年6月1日

平成27年12月1日

平成27年6月1日

平成26年12月1日

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の改正案の概要 (表示義務対象物の範囲の拡大等)

別紙2

1. 改正の趣旨

労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月25日)を踏まえ、労働者が化学物質を取り扱うときに必要となる危険性・有害性や取扱上の注意事項が確実かつ分かりやすい形で伝わるよう、表示義務対象物の範囲を一定の危険性・有害性が明らかになっている物質(SDS(安全データシート)交付義務対象物質)まで拡大する。

2. 改正の概要

(1) 表示義務対象物の範囲の拡大 ※政令

労働安全衛生法第57条第1項に基づき、譲渡又は提供の際に名称等の表示が義務付けられる対象物(以下「表示対象物」という。)について、現行の104物質※から、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第9に掲げる通知対象物(現行640物質)まで拡大する。

※104物質は、現行の表示対象物(令第18条と令別表第3第1号に規定する物109)を、現行の通知対象物質の名称に対応させた場合の数。

(2) 固形物の適用除外の創設 ※政令、省令

○譲渡又は提供の過程(運搬や貯蔵)において固体以外の状態にならず、かつ粉状にならないもの※については、譲渡又は提供時に危険又は健康障害が生じるおそれのないものとして、表示義務の対象から除く。

※次の①又は②で該当するもの

- ① イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンタム、タンクステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン若しくはロジウムの単体
- ② 別表第9若しくは別表第3第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物。ただし、危険性のある物又は皮膚腐食性のおそれのあるものは、引き続き、表示義務の対象とする。

(3) 裾切り値の設定及び見直し ※省令

○OGHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく分類を踏まえ、新たに表示対象物となる物に係る裾切り値(当該物質の含有量がその値未満の場合、表示の対象としない)を設定する。

○併せて、既存の表示対象物及び通知対象物に係る裾切り値についても見直す。

労働安全衛生規則の改正案の概要 (化学物質のリスクアセスメントの実施)

1. 制度の概要

事業者は、一定の危険性又は有害性が確認されている化学物質(SDS(安全データシート)交付義務対象物質)に係る危険性又は有害性を調査(リスクアセスメント)しなければならないこと。

また、この調査の結果に基づいて、法令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

2. 改正の概要

(1) 調査の実施時期

危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)は、以下の時期に実施する。

- イ 調査対象物を新規に採用し、又は変更するとき。
- ロ 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- ハ イ又はロのほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

(2) 調査の実施方法

調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、以下のいずれかの方法又はこれらの方法の併用により行う。

- イ 調査対象物が労働者に危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)及び当該危険又は健康障害の程度(重篤度)を考慮する方法
- ロ 労働者が調査対象物にさらされる程度(ばく露濃度等)及び当該調査対象物の有害性の程度(許容濃度等)を考慮する方法
- ハ その他、イ又はロに準じる方法

(3) 調査結果の労働者への周知

事業者は、調査の結果やこれに基づき講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容等を、作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等により、労働者に周知しなければならない。

1. 緊急作業従事期間中の被ばく線量管理(趣旨)

別紙3

福島第一原発事故の緊急被ばく限度設定及び適用の経緯

- 原子力緊急事態宣言後に、労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較衡量し、特例の緊急被ばく限度として、250ミリシーベルトを特例省令により設定
- 被ばく線量の低減を踏まえ、段階的に適用作業を限定した上で、原子炉の安定性が確保された段階で特例省令を廃止

基本的考え方

- 国際放射線防護委員会(ICRP)の正当化原則
 - ◆ 100ミリシーベルトを超える緊急被ばく線量限度を正当化する理由が必要
 - 国際文書では、「破滅的な状況の回避」を理由としている。
 - 対象者をこのような事態に対応できる者(高度な知識・技能を有する者)に限定
- 緊急被ばく限度の考え方
 - ◆ 250ミリシーベルトを超える線量を受けて作業をする必要性は現時点では見いだしたい。
 - ◆ 免疫機能の低下を確実に予防するため、250mSvを採用することは保守的であるが妥当。
- 原子力災害の危機管理の観点
 - 「破滅的な状況」発生 の判断基準として、原子力災害特措法において、原子力緊急事態又はそれに至るおそれの高い事態が発生した場合が定められている。
 - 原子力災害に対する危機管理の観点から、直ちに必要な対応を実施する必要がある。
- ICRPの最適化原則(被ばく線量をできるだけ少なくする)
 - ◆ 作業の進捗状況等に応じて、速やかな適用作業の限定、被ばく限度の段階的な引下げを実施
 - ◆ 原子炉の安定性が確保されれば特例的な限度を速やかに廃止

1. 緊急作業従事期間中の被ばく線量管理(省令案の内容①)

(1) 特例緊急被ばく限度の設定

- 厚生労働大臣は、原子力緊急事態が発生した場合など、緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量について100ミリシーベルトの被ばく限度によることが困難であると認めるときは、250ミリシーベルトを超えない範囲内で、被ばく限度(特例緊急被ばく限度)を別に定め、又はこれを変更することができる。
- 原子力緊急事態又はそれに至るおそれの高い事態(※)が発生した場合は、厚生労働大臣は、直ちに250ミリシーベルトを特例緊急被ばく限度として定める。
- 厚生労働大臣は、特例緊急作業従事者の受けた線量、事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、特例緊急被ばく限度をできるだけ速やかに廃止する。
- 厚生労働大臣は、特例緊急被ばく限度を別に定め、変更又は廃止したときに、その旨を告示する。

※ 原子力災害対策特別措置法第10条の事象(通報事象)のうち、特に放射線量の増加、放射性物質の検出又は兆候を示す事象で、原子力緊急事態への進展が早急に見込まれ、その拡大防止のために、高放射線環境下での作業が想定されるものを厚生労働大臣告示で定める。

(2) 特例緊急作業従事者の限定

- 事業者は、特例緊急作業従事者について、原子力災害対策特別措置法で規定する原子力防災組織の要員等(※)のうちから選任する。

※ 原子力事業者防災計画において指定される者、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者。原則として原子力事業者の労働者であるが、法令に基づき、原子力事業者が原子力防災組織の業務の一部(損傷機器の復旧作業等)を委託する場合は、当該委託事業者の労働者も要員に含まれる。

1. 緊急作業従事期間中の被ばく線量管理(省令案の内容②)

(3) 特例緊急作業中の被ばく線量管理の最適化

- 事業者は、特例緊急作業従事期間中に受ける線量が、特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならぬ。
- 事業者は、事故の状況に応じ、労働者が放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならぬ。

(4) 特例緊急作業従事者に係る記録等の提出等

- 事業者は、特例緊急作業従事者について、以下の事項を、厚生労働大臣に報告しなければならない。
 - 個々の従事者の健康診断結果記録(実施後遅滞なく)※
 - 個々の従事者の被ばく線量等(緊急作業期間中は毎月末日)※
- ※ 厚生労働省のデータベースに登録し、長期的健康管理を実施する。

(5) 緊急作業従事者の線量の測定及びその結果の確認、記録、報告等

- 事業者は、緊急作業従事者に対する内部被ばく測定(※)は、管理区域のうち、放射性物質を吸入・経口摂取するおそれのある場所¹に立ち入る者に対して、1月以内ごとに1回行わなければならない。
 - ※ 外部被ばく測定については、管理区域に立ち入る期間中、常時実施する。(非改正事項)
- 事業者は、緊急作業期間中に受けた線量について、1月ごと、1年ごと及び5年ごとの実効線量の合計を遅滞なく算定し、これを記録するとともに30年間保存(※)しなければならない。
 - ※ ただし、5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない。
- 事業者は、緊急作業従事者について、以下の事項を、定期的に厚生労働大臣に報告しなければならない。
 - 外部被ばく線量が50ミリシーベルトを超える者の線量区分毎の人数(事故発生15日後、その後は10日ごと)※
 - 実効線量の区分毎の人数(毎月末日(事故が発生した月を除く。))※
- ※ 元方事業者に該当する者がいる場合は、関係請負人の労働者を含めて報告する。

2. 特例緊急作業従事者に対する特別教育

基本的考え方

- 放射線による健康影響等のリスクを理解させるとともに、作業内容、保護具の取扱い等を教育することにより、作業中の被ばく線量を低減させることを目的とする。
- ※ 通常の放射線業務従事者に対する特別教育の受講済みの者に対して実施
- 対象者としては、**緊急対応のための高度な知識や技能を有する者(※)**に限定
- ※ 原子力事業者防災業務計画で定める原子力防災組織の要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者

特例緊急作業従事者に対する特別教育(省令案の内容)

- 事業者は、特例緊急作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。
- ※ 科目の範囲、時間数等の詳細は、「特例緊急作業特別教育規程(仮称)」において定める。

< 学科教育(6時間30分程度) >

- ① 特例緊急作業で使用する施設、設備及び機械の構造及び取扱いの方法(2時間)、② 特例緊急作業の方法(3時間)、③ 電離放射線の生体を与える影響及び被ばく線量の管理の方法(1時間)、④ 関係法令(0.5時間)

< 実技教育(6時間程度) >

- ① 特例緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い(3時間)、② 特例緊急作業の方法(3時間)

- ※ 実施頻度については、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」を改正し、実技教育についてはその技能を維持するために1年ごとに1回、定期に再教育を行うべきこと、学科教育については、教育内容に変更があった際に再教育をおこなうべきことを定める。

3. 緊急作業期間中の健康管理

緊急時電離放射線健康診断(省令案の内容)

- 事業者は、緊急作業従事者に対し、①緊急作業従事期間中に、1月以内ごとに1回定期的に、さらに、②当該業務から他の業務への配置換え又は離職の際、以下の項目(※)の健康診断を実施しなければならない。
 - 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - 白血球数及び白血球百分率の検査
 - 赤血球の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
 - 甲状腺刺激ホルモン、遊離トリヨードサイロニン及び遊離サイロキシンの検査
 - 白内障に関する眼の検査
 - 皮膚の検査
- ※ 定期に行う健診については、自覚症状及び他覚症状の有無の検査以外の項目は、医師が必要でないと認めるときは省略することができる。
- 事業者は、健康診断について、結果の記録、医師からの意見聴取、結果の労働者への通知、所轄労働基準監督署長への結果報告及び事後措置を行わなければならない。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

別紙4

平成27年8月公布、平成28年1月1日(2は平成28年7月1日)施行予定

1. 改正の趣旨

ロープで労働者の身体を保持し、ビルの外装清掃やのり面保護工事などを行ういわゆる「ロープ高所作業」については、ロープの結び目がほどこける等により墜落した死亡災害が発生している。

ロープ高所作業における労働災害を防止するため、労働安全衛生規則の改正を行う。

2. 改正の概要

1. ロープ高所作業※における危険の防止に係る規定の新設(主なもの)

(1) ライフラインの設置

事業者は、身体保持器具を取り付けるための「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設けなければならない。

(2) メインロープなどの器具の強度など

- ・ 事業者は、メインロープ、ライフライン、緊結具、身体保持器具および接続器具は、十分な強度を有するものを使用しなければならない。
- ・ 事業者は、メインロープとライフラインは、それぞれ異なる堅固な支持物に、確実に緊結するなどの措置を講じなければならない。

(3) 調査・記録および作業計画

事業者は、あらかじめ、作業を行う場所の状況などを調査し、その結果を記録しなければならない。また、事業者は、調査の結果を踏まえて作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、当該作業計画に沿って作業を行わなければならない。

(4) 作業指揮者

事業者は、作業指揮者を定め、作業計画に基づく作業の指揮や、必要な措置が講じられているか否かの点検などを行わせなければならない。

2. ロープ高所作業従事者に対する特別教育の実施

事業者が、労働者をロープ高所作業に就かせるときは、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

3. 経過措置

ビルクリーニングの業務に関する作業またはのり面保護工事に関する作業以外の作業については、必要な墜落防止措置を講じた場合に限る。当分の間、1. (1)のライフラインの設置の義務は適用しない。

※ ロープ高所作業

高さが2メートル以上の作業床を設けることが困難なところで、いわゆるブランコなどの昇降器具(作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、このロープに労働者の身体を保持するための器具(身体保持器具)を取り付けたもので、労働者自らの操作により昇降するもの)によって身体を保持しつづける作業。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等

別紙5

の改正案の概要 ①

改正の趣旨

ナフタレンについて、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	ナフタレン
政令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ 名称等を表示すべき有害物として追加 ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等
特化則	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「特定第2類物質」に追加 <p>特化則の適用となる業務から、「①液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備(密閉式の構造のものに限る。②において同じ。)から試料を採取する業務」、「②液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務(直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）」、「③液体状のナフタレン等を常温で取り扱う業務(①及び②に掲げる業務を除く。)」を適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(配置転換後のものを含む。)の項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) 等

施行期日等

・平成27年11月1日施行(予定) ※ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要 ②

改正の趣旨

リフラクトリーセラミックファイバー(RCF)について、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	リフラクトリーセラミックファイバー
政令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ 名称等を表示すべき有害物として追加 ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加等
特化則	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「管理第2類物質」に追加特化則の適用となる業務から、「RCF等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨等のRCF等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。)」を適用除外 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(配置転換後のものを含む。)の項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) ◆ 特にRCF等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業又はRCF等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修、解体、破砕等の作業は発じんのおそれが高いため、有効な呼吸用保護具の使用、作業場所からの飛散防止等を義務付け等

施行期日等

・平成27年11月1日施行(予定) ※ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要 ③

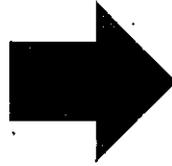
改正の趣旨

屋内作業場等において、1, 2-ジクロロプロパン(重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)による印刷機その他の設備を清掃する業務について、労災認定状況を踏まえ、健康管理手帳の交付要件の変更を行うもの。

※「健康管理手帳」：がん等を生じるおそれのある有害業務に従事した労働者について、離職後の健康管理を行うため、都道府県労働局長が交付する手帳

現行の交付要件(労働安全衛生規則第53条)

当該業務に3年以上従事した経験を有すること。



平成26年11月までの労災認定事例のうち、最小は<露期間は2年以上3年未満であること等を踏まえ、健康管理手帳の交付要件を見直すことが適当

※「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」

改正後の交付要件

当該業務に2年以上従事した経験を有すること。

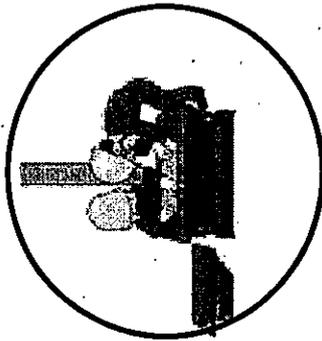
施行期日等

平成27年11月1日施行(予定)

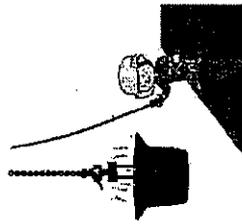
粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 現状

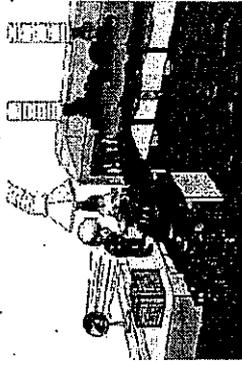
鋳物工場の製造作業には造形(型込め)作業、鋳込み作業、型ばらし作業、仕上げ作業等があるが、現在は「造形(型込め)作業」のみ「粉じん作業」として定められていない。



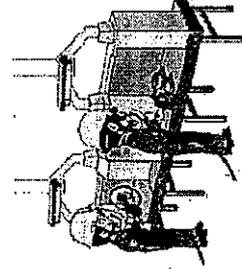
<造形(型込め)作業>



<鋳込み作業>



<型ばらし作業(堰折り作業)>



<仕上げ作業>

鋳物製造業における
リスクアセスメントマ
ニュアル(厚生労働省)
より転載

現行では「粉じん作業」として位置づけ

2. 改正内容

調査研究により造形(型込め)作業も粉じんばく露のリスクがあると判明し、粉じんによる健康障害防止措置が必要との意見を踏まえ、「砂型を造形する場所における作業」について、「粉じん作業」を定義している粉じん障害防止規則別表第1及びじん肺法施行規則別表に追加するとともに、呼吸用保護具を使用させなければならぬ作業として粉じん障害防止規則別表第3に追加する。

新たに実施することとなる措置

- 粉じん障害防止規則……〔全体換気の実施、休憩設備の設置、清掃の実施 (別表第1) 呼吸用保護具の使用 (別表第3)〕
- じん肺法施行規則……… じん肺法に基づく健康診断 等 (別表)

○施行日 平成27年10月1日(予定)

2014 年度 各分科会における年度目標の評価について

2014 年度の目標として労働条件分科会において設定した年度目標についての結果は、概ね以下のとおりである。

(労働条件分科会において設定された年度目標の動向)

○ 年次有給休暇取得率 (2014 年目標 : 52.8%)

2014 年調査 (調査対象は 2013 年) では、年次有給休暇取得率は 48.8%となり、目標値には 4.0 ポイント届かなかったものの、前回調査 (47.1%) から 1.7 ポイント増加した。

○ 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (2014 目標 : 8.3%)

2014 年調査では、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 8.5%となり、目標値には、0.2 ポイント届かなかったものの、前回調査 (8.8%) から 0.3 ポイント減少した。

年次有給休暇の取得促進策・長時間労働抑制策として、労働政策審議会労働条件分科会において「労働時間法制等の在り方について (報告)」及び答申を得た「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」に基づき

- ・ 使用者に対する年 5 日間の年次有給休暇の時季指定の義務付け
- ・ 中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し

等を内容とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第 189 回通常国会に提出したところである。

(安全衛生分科会において設定された年度目標の動向)

- 平成 25 年度から 5 か年計画でスタートしている第 12 次労働災害防止計画(12 次防)においては、「平成 29 年までに平成 24 年比で労働災害による死亡者数、休業 4 日以上の死傷者数をそれぞれ 15%以上減少させる」という目標を掲げている。
- 平成 26 年の労働災害による死亡者数、休業 4 日以上の死傷者数は、それぞれ以下のとおりとなっている。
 - ・死亡者数については、平成 26 年は 1,057 人となっており、平成 24 年同期(1,093 人)と比べて、3.3%の減少。
 - ・休業 4 日以上の死傷者数については、平成 26 年は 119,535 人となっており、平成 24 年同期(119,576 人)と比べて、0.03%の減少。

※死亡者数は死亡災害報告、休業 4 日以上の死傷者数は労働者死傷病報告より作成したものの。(いずれも暦年集計。)

- 平成 26 年上半期の労働災害が大幅な増加となったことから、昨年 8 月に関係業界団体等に対し、「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行う等の対策を行った。その結果、平成 26 年下半期では、死亡災害、死傷災害ともに減少したが、通年では増加(平成 25 年比)という結果であった。なお、平成 27 年の労働災害(7 月末時点速報)については、引き続き減少傾向が維持されている。

また、平成 27 年は、1 月に、死傷災害発生件数の 2 割以上を占め、近年増加傾向にある転倒災害防止対策を進めるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト 2015」を実施し、さらに平成 27 年度からは、全産業における死亡災害のうち 2 割以上を占める交通労働災害を防止するため、対策の推進を労働災害防止団体や関係業界団体に要請する等、業種横断的な労働災害防止対策を進めている。

加えて平成 27 年下半期は、業種横断的な対策として、腰痛予防対策や化学物質対策、過重労働・メンタルヘルス対策についても重点的に進めていくこととしている。

これらを踏まえ、12 次防の目標達成に向け、労働災害防止対策を推進していくこととしている。